### 山本英政著

# 『米兵犯罪と日米密約

「ジラード事件」の隠された真実』 明石書店二○一五年七月 222p.

# 信 夫 隆 司

一・ジラード事件

ないことを皮肉るキャプションつき。 「これが渡米中唯一の ´ストライクヘ」と、訪米の成果が対ホワイトソックス戦で、岸信介総理が両軍の監督に囲対ホワートソックス戦で、岸信介総理が両軍の監督に囲対コニョー、ヤンキー・スタジアムにおけるヤンキースニアサヒグラフ』一九五七年七月七日号の巻頭には、

掲載されている。 目には、ナショナル・プレス・クラブでの演説の写真が「日には、ナショナル・プレス・クラブでの演説、二一同大統領とのゴルフ、二〇日は上下両院での演説、二一しのもと、六月一九日のワシントン空港到着から、ドワニ頁目と三頁目は、「アメリカの岸首相」という見出

枚の写真がある。とくに目をひくのは、見開き中央下の四頁と五頁は、「ジラード事件の周辺」と題して、九

米兵犯罪と日米密約 (信夫)

奥津城」とある 墓には「故坂井奈加子之命は熱心な神道の信者で 墓には「故坂井奈加子之命くの」ときき 秋吉さんは答えに窮した 坂井さんヨリ子ちゃんは「あのお姉ちゃんは誰 どうして泣「ジラードに代って…」と末山さんが墓参りにきた

左上に目を転じると、若い米兵と若い日本女性の写真。坂井さんご夫妻の三女(四歳)である。ド事件の被害者なかさんの夫であり、ヨリ子ちゃんは、秋吉さんとは、坂井秋吉(四七歳)のことで、ジラー

た」とのキャプションがついている。 「彼は裁判は日本でやってほしいと願っている」と語っ婚者末山ハルは「一年前に知り合い」目下結婚手続中婚者末山ハルは「一年前に知り合い」目下結婚手続中婚者末山ハルは「一年前に知り合い」目下結婚手続中でおき、「ジラード三等特務下士官は第一騎兵師団

「ゲラル ヘア」と叫び、空包を放ったのであった。 馬郡相馬村の米軍キャンプ演習場(通称、相馬ヶ原演習 馬郡相馬村の米軍キャンプ演習場(通称、相馬ヶ原演習 ある。ジラードは、「ママサン ダイジョウビ タクサ ある。ジラードは、「ママサン ダイジョウビ タクサ ある。ジラードは、「ママサン ダイジョウビ タクサ ある。ジラードは、「ママサン ダイジョウビ タクサ を変を変きょうが大量にあるとおびき寄せ、突如、 なかさんを空薬きょうが大量にあるとおびき寄せ、突如、 なかさんを空薬きょうが大量にあるとおびき寄せ、突如、

放棄するが、アメリカ国内ではジラードの裁判権が日米でおおもめにもめた。アメリカ側はジラードの裁判権をめ、その行為が「公務上」のものであるか否か、日米間事件は、米軍兵士による演習場内での犯行であったた

久保重光議員からジラード事件についての決意を問われ、〈『『一四日の衆議院内閣委員会において、社会党の茜ヶめていた岸が首相の臨時代理となった日であった。岸は、 訴せず、一二月三日、判決は確定した。ジラードは、七 梗塞で執務不能となったため、石橋内閣で外務大臣を務 みよう。事件が起った一月三〇日は、石橋湛山首相が脳 から米軍用船で帰国した。 月五日に結婚した新妻ハルと共に、一二月六日、横浜港 をほぼ認めたものの、 れはあらゆる方法によってかくのごときことをなくしな ようないろいろな案件も過去においても出てきておりま われわれ民族としてほとんど耐え忍ぶことのできない 最初に紹介した岸総理とジラード事件との関係をみて 今回の案件もその一つであると思いますが、 執行猶予四年」であった。検察側、 ジラードの情状を酌量し、「懲役 弁護側とも控

> となった。岸は六月に訪米するが、その時期、アメリカ ではジラード事件がおおきな話題となっていた。 議を必要としない密約を締結していたのではないかと疑 こととなる。その岸は安保改定に意欲を燃やし、 われる。近年の研究によって、密約締結の事実が明らか 安保改定に伴う事前協議制度の導入にあたって、事前協 たように、岸内閣はジラード事件発生と同時に誕生した 二月二五日、岸内閣が誕生する。実質的には右に述べ

どちらにあるのかをめぐり裁判所で争われた。けっきょ

裁判権は日本側にあることが確定し、前橋地裁で、

月一九日、

7一九日、判決が言い渡された。判決は、検察側の主張| 九五七年八月二六日に第一回公判が開かれ、同年一一

この本をさす場合には「本書」、同書の著者を示す場合 には「著者」を用いる。 本書評で紹介する山本英政著『米兵犯罪と日米密約 ないかとされてきた。この問題の解明に取り組んだのが 「ジラード事件」の隠された真実』である。以下では ジラード事件をめぐっても、密約が交わされたのでは

紹介しながら、この謎に迫ってみたい。まずは、 全体像を示すため、以下に目次をあげておく。 果たして密約の謎はどこまで解明されたのか。

ければなりません。」と応えている。

#### まえがき

- 第一章 米兵ジラードの犯罪
- ー 薬キョウによる殺害
- 二意外な情報源
- 二 相馬ヶ原
- 四 弾を拾う
- 第二章 米兵を立件する
- 社会党の追及
- 二 裁判権をめぐる係争 一 困難な米兵の立件に挑む
- 三章 「ジラード事件」と昏迷するアメリカ
- 一裁判権で迷走するアメリカ政府
- 一 ジラード側、政府を訴える
- 一新聞と世論
- 四 紛糾する議会
- 第四章 下された判決と日米の密約
- 一裁判権の行方と密約の存在
- 二 公判はじまる
- 三 判決とその評価

あとがき

## 二. 本書の概要

していく。 以下では、本書の概要を、目次を追いながら明らかに

#### まえがき

「まえがき」には、本書を執筆した著者の動機が語られている。ジラード事件を「通時的かつ包括的に論じたれている。ジラード事件を検証し、その全貌を明らかにしよ双方の視点から事件を検証し、その全貌を明らかにしよつ」(六頁)というのである。ジラード事件は、当時、世間の耳目を集めただけではなく、アメリカでは、一九五七年の一〇大ニュースのひとつに挙げられているという。ただ、わが国では、これまで、この事件に関するまとまった著作が公刊されることはなかった。というるまとまった著作が公刊されることはなかった。というるまとまった著作が公刊されることはなかった。というるまとまった著作が公刊されることはなかった。というるまとまった著作が公刊されることはなかった。というるまとまった著作が公刊されることはなかった。という。という。という。

## 第一章 米兵ジラードの犯罪

ている。とりわけ、「相馬ヶ原」で、何故、「弾拾い」がこの章では、ジラード事件が発生する背景が説明され

実戦訓 り射殺されたのであった。 きょうを拾うことが広くおこなわれてきた。 けられている。もともと地味豊ではない相馬ヶ原は、 た坂井なかさんは、この「弾拾い」中に、ジラードによ 日本軍の軍用地として利用され、 おこなわれてきたのか、 榛東村誌』 「弾拾い」という、米軍が使用した砲弾の破片や薬 **|練の場として使用されてきた。そのような状況下** や『上毛新聞』などをもとに、 相馬ヶ原の地勢や歴史的背景を、 戦後は米軍により接収、 丹念に跡付 犠牲となっ 旧

活動は、全国紙をリードする。
が前出の茜ヶ久保衆議院議員であった。当時の同 事件は、まず、地元の『上毛新聞』が、事件発生の翌日 なってからだ。さらに、この情報をいち早く察知 い」という見出しで、 (一月三一日) の朝刊で、「人妻、小銃弾で即 に広められたのか、 いう (二三頁)。 (相馬ヶ原内の米軍基地) 立ち入り禁止区域で彈拾 章で特筆すべきは、 全国紙が報道するのは、 新たな事実を発掘している点である。 全国紙に先駆けて、 この事件がどのようにして世 報じられたと 二月三日に 死 院議員の したの 桃井基

なぜ茜ヶ久保議員はこのような活動ができたのか。そ

はインタビューしている。
司法解剖をおこなったひとりである芹沢憲一医師へ著者二〇一三年五月、ジラード事件の被害者坂井なかさんのこの事件の陰にあったことを著者は明らかにしている。動があったことは間違いないが、思いがけない情報が、の背景には、内灘闘争、砂川闘争といった反米軍基地運

5 者は 定されておらず、 明した。ただ、「社会党および茜ヶ久保重光が薬キョ 性を伝えた」(二六頁)のだという。芹沢医師は 名をとる群馬一区 室に所属する群馬県出身の同僚医師が事件の なったが、 ウ」で絶命した日本婦人の解剖の様子と米兵関与の可能 たが(日米行政協定で相馬ヶ原は米軍の基地としては認 の銃撃によるなかさんの死を情報源の保護という観点か から選出の社会党議員ではなく、 事件は、 芹沢医師の話によると、「群馬大学医学部 当初、 「流れ弾」に当たったとのことで、 あえて公表しなかった」(二九頁)のである。 米軍の基地内で起ったというわけではなかっ 実際には、「薬キョウ」で撃たれた事実が判 1 (前橋) 保留状態にあった)、 の茜ヶ久保議員に、「薬キ 「基地のアカネ」 司法解剖をおこ 米兵が関係し の別 起きた高 0 の異 研 ウ  $\exists$ 究

兵による殺人事件の可能性が出てきた。結果、この事件は、流れ弾に当たったものではなく、米ともあり、情報源の保護が必要であったのだろう。このまた、司法解剖の鑑定結果には箝口令が敷かれていたこ

## 第二章 米兵を立件する

間、 日本人被害者たちはくやしさに身を震わせ泣き寝入りさ 者たちの多くは帰国してしまったか、 による犯罪。 せられた。」(五三頁)と記している。 されている(五二―五三頁)。これらの裁判の結果は ジラード事件前後に起った米兵による四つの事件が紹介 この章では、まず、米兵を立件する難しさが描 五、六〇〇〇件にも及ぶ大小さまざまな米軍関係者 あるいは彼らの裁判権がアメリカ側に移管され、 不起訴処分、 しかし、そのうち九七パーセントもの容疑 執行猶予で終わった。著者は、 不起訴処分とされ かか 年 れ

などが報じていない新たな情報を同党は独自の調査で入る。すでに、茜ヶ久保議員の活動は紹介したが、「新聞の真相究明に厳しい姿勢でのぞんだことが明らかにされっぎに、衆参両院の委員会で、社会党がジラード事件

奪うよう詰め寄った」(五六―五七頁)のである。身柄を日本側で拘束し、捜査の主導権をアメリカ側から領継続中の現れ」(五八頁)であり、「被疑者ジラードの頁)という。同議員にとっては、ジラード事件は、「占手し、担当大臣や関係の官庁に迫っていった。」(五五

頁 その姿勢に、 も社会党は明らかにする。 分に政治的な思惑に根ざしたものだったとしても、 議員を中心とする社会党の追及について、著者は、 しておらず、米軍相手の捜査では、日本の官憲が頼りに という、 止区域附近で、 の非力を悲憤慷慨しアメリカ側の横暴を仮借せずとする ならない実態が浮き彫りにされた(六○頁)。茜ヶ 前年九月、 と評価している ジラード事件に類似した事件が起っていたこと 米軍が使用する東富士演習場の立ち入り禁 世間では溜飲を下げたのである。」(六三 弾を拾いに来た女性が米兵に銃撃される 政府はこの件をまったく承知 久保

裁判権はアメリカ側にありと主張したのである。その後、であるとする公務証明書を発行した。ジラードの第一次う。二月七日、米軍は、ジラードの発砲が任務上のこと・ジラード事件の推移を、この章から明らかにしておこ

群馬県警刑 さか疑問に残る点として、 ず日本へ移譲する」(七○頁)と発表した。ただ、 ジラー 兵隊長リチャー たことについてはやはり政治的な判断があったと疑いた のこのときの県警が殺人容疑から一段、落として送検し した殺人罪で送検することで固まっていたが、けっきょ くなる。」(七四頁)と疑問を呈している。 在日米軍はジラードの犯罪について裁判権を行使せ 傷害致死での送検となったという。著者は、「二月 ドの容疑が固まってい 事部長岡田三千左右と群馬県籠原の米陸軍 ド・マーキュリー 県警は、 く。「五月一六日にい との緊密な協力により、 岡田 刑事部長が主張 いさ たっ 憲

協議 判権分科会で協議することで日米は合意した。この 問題と裁判権の行方について、 唱えた。 委員会の議事録が開示されていないため 前橋地検は、直ちに、 アメリカ側が行使することとなる。ジラード事件の場合、 米軍から公務証明書が発行されると、 については、 頁)という。 日米双方が第一次裁判権を主張した結果、 「当分科会および上部組織である合同 反証があるとして、これに異議を 日米合同委員会の刑 第一 不明である。 次裁判権は 間の 公務 事裁

> 撃が機関銃の警護となんの関わりもない」(八二頁) それを紹介している 書の中に、 し 銃を狙うといった心配などまったくなかったので、 ると主張したのに対し、 ジラードは機関銃の警護のため銃撃し、「公務」にあた 四月二六日付けの国防省から極東軍司令官ライマン・ 著者は、 アメリカ側の公務の主張を完全に論破している。 刑事裁判権分科会の様子を記したものがあり 外務省の外交記録公開によって開 (八〇一八二頁)。 日本側は、 弾拾いの人々が機関 アメリカ側 示された文

件におけるアメリカ議会の関心という点で考えると、ジ Far East (Lemnitzer), DA921933) が紹介され、「この なっている。」(八三—八四頁) の司法機関との合意で取り付けることが我々の きるだけもっとも重くない ラードを日本の裁判に預けるについては、ジラードをで Department of the Army to the Commander in Chief, レ ムニッツ 密約への伏線となる記述が紹介されている。 アー 宛て 0) 罪で起訴するとの 電報 (傍線は本書の強調。) (Telegram from the 確約を日 利益

たのである。」(八六頁)と結んでいる。 司法が手心を加えるとの政治的な妥協によって補填されことではあったが、それは米兵ジラードの量刑に日本の

# **帰三章 「ジラード事件」と昏迷するアメリカ**

ときには協定を改定することを大統領に依頼 側が放棄し、 かれている。 リカ政府、 ラードの裁判権を放棄したとのアメリカ側決定は、 同数で否決されるまでの二ヶ月間が扱わ るよう協定[行政協定]を改定する。それ 裁判権を公務の内外にかかわらずアメリカ側が行使でき 決定してから、七月一七日、米下院本会議で、「米兵 一四九頁)(傍点は本書の強調。)との決議案が、 本章では、五月一六日、 アメリカ国 裁判所、 日本側へ移譲することを米極東軍司 **|民にもマスコミを通じて伝わる様子が描** 議会を巻き込み、 ジラードの裁判権をアメリカ おおきな話題とな れてい がかなわない る。 令部 可否 アメ 0 が

ところが、翌一七日、チャールズ・ウィルソン国防長官ジラードの裁判権を日本側へ移譲することが決定される。(その経過を追うと、五月一六日、先に示したように、

は、 つまり、 致死罪で起訴するにあたって、日米間で密約が交わされ そのなかで興味をひくのは、 ら、ジラード事件に関連する重要な文書を紹介している。 務・国防両省によって、ジラードの裁判権の移譲が再 ラードが 紹介しておきたい。 たことが記されているところである。 (Foreign Relations of the United States, 1955-1957) & 定される。 ジラードの日本への裁判権移譲を保留に 移譲 傷害致死罪で起訴されている。 著者は、その間、主に、アメリカ外交文書集 を取り消す。五月一八日、 前橋地検がジラードを傷害 本章からいくつか 六月四 日本では、 してしまう。 日 国

・・・・・・・・・でおり、さらに日本の裁判所が重くない判決を与えるとでおり、さらに日本の裁判所が重くない判決を与えるというで傷害致死より重い罪を問わないことで合意ができず(極東問題担当)から国務省への覚書に、「日本とは補(極東問題担当)から国務省への覚書に、「日本とは ることには驚愕する。」(一○六頁)と、 の合意もできている。」(一〇四頁) (傍点は本書の強調。) ドを軽い刑で裁くとの約束がなされていると明言してい とある。 ソンの電信のなかで、日米間では日本の裁判所がジラー 五月二〇日のウォルター 著者は、 一それにしても五月二○日 . R 口 バートソ 驚きを隠せない 0) ン国 口 1 1

著者は原文も引用しているので、それも紹介しておきた

"Japan also agreed to recommend, through Japanese procuratorial channels, that the Japanese court mitigate the sentence to the maximum practicable extent, considering the circumstances of the case." (日本はまた事件を考慮して関係の機関を通じて日本の裁判所に可能なかぎり刑を軽減するよう提言することに合意した) (一〇六一一〇七頁)

若干、考察してみたい。

若干、考察してみたい。

これだけでは、密約が存在していたと判断するのはむこれだけでは、密約が存在していたと判断するのはむこれだけでは、密約が存在していたと判断するのはむるれだけでは、密約が存在していたと判断するのはむるれだけでは、密約が存在していたと判断するのはむ

密約に関しては、五月二五日のジョン・フォスター

(日本が殺人罪では起訴しない)に言及」(一〇九頁)し当)との複数の通話の中で、ダレスは、「日本との密約ダレス国務長官とロバートソン国務次官補(極東問題担

たという。

六月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移 大月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移 大月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移 大月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移 大月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移 大月四日、国務・国防両省によるジラードの裁判権移

米軍下に置かれている現状から、人身保護の必要はないじたのである。他方、ジラードの身柄の確保についてはとした。そして、その身柄を目本へ渡すことはジラードをした。そして、その身柄を日本へ渡すことはジラードをした。そして、その身柄を日本へ渡すことはジラードの連邦地裁は、六月一八日に判決を下し、「ジラードの

として却下した」 (一二一頁) のであった。

同数で否決されている。 判断を退けた」(一三四頁)のであった。アメリカ政府 の決議案のみであったが、 からとある。残るは、下院本会議における行政協定改定 アメリカの憲法や法令に違反するものではないとの理由 の決定が上院の承認を得た日米行政協定に則ってお を日本へ移管する権利を有するとして、 の上告手続に入った。七月一一日、最高裁の裁定が下さ アメリカ政府はこの地裁の判決を不服とし、最高裁 「アメリカ政府はジラードの裁判権を放棄し、 前述したように、 先の連邦地 これは可否 それ 裁の り

# 第四章 下された判決と日米の密約

この章では、まず、日本での裁判が開かれるまでの経

当初の日米の合意どおり、「ジラード事件」の裁判権 をめぐって、 致死罪で起訴、六月四日、 渡さない」と発表、五月一八日、 すむまでジラード三等特技下士官を日本側の法廷に引き 緯があらためて描かれている。 示す文書を、 日本へ渡すとの声明を発表した。その間、 公表、翌一七日、 日米合同委員会は被疑者ジラードを日本の司法で裁くと 著者が翻訳し、 日米間でなんらかの合意にいたったことを ウィルソン国防長官が「完全な審査 国務省と国防総省の両長官は 紹介している。 一九五 検察はジラードを傷 七年五月一六日 ジラー - ド事件

なった。この判決に対する台湾人の怒りが暴動に発展®) 領の判断を仰ぎ、 た。マッカーサーは、 近 ウィリアム・レイノルズ曹長が、台湾の台北市の自宅付 題で日本から譲歩を引き出すのは困難である、 世駐日米大使から国務省宛電報で、ジラードの裁判権問 している。 カーサーは主張している。 五月二三日・二四日付けのダグラス・マッカーサー二 劉自然を射殺 けっきょく、 ジラードを日本の裁判に付すことが決 Ĺ £ \$ ジラード事件は、 わゆるレイノル 軍法会議にかけられ、 折も折り、五月二〇日深夜 ズ事件にも言及 二五日 無罪と

覚書」には、つぎのような内容が含まれている。まっった。この判断を仰ぐため、国務省が作成した「草案

その結果、この事件で合衆国は裁判権を行使しないその結果、この事件で合衆国は裁判権を行使しないるのお果、この事件で合衆国は裁判権を行使しないるのに、この事件で合衆国は裁判権を行使しないるのによっとも軽い判決を日本の裁判所に勧告することにもっとも軽い判決を日本の裁判所に勧告することにもっとも軽い判決を日本の裁判所に勧告することにもっとも対象を表する。

のうえで結んだ」(二一一頁)とある。さらに、 ジラードを傷害致死より重い罪で起訴しない密約を同意 ある種の裏取引が日本との間で取り交わされ ダレスは、「彼(ジラード)は殺人では起訴しないとの のダレス国務長官とロバートソン国務次官補との電話で、 として(ジラードの裁判権を日本に渡すこと)、日 トソンからダレス宛のメモランダムには、「妥協 (二一一頁)と述べている。 そのほか、 日のダレス国務長官の執務室での会議のメモランダ 時間が前後するものもあるが、五月二五日 また、五月二〇日のロ の一部 五月 バー 本は た

従っている」(二一一頁)という。かったときになされた秘密の取り決めにきわめて忠実にムには、「彼ら(日本側)は、合同委員会で合意できな

れた。 ただ、 また、 の断片的な史料では、 とは具体的にどのようなものであったのか、 裁くと発表した。その前に、合同委員会で密約が交わさ 可能な限り軽い判決にする、 るとしたら殺人ということになろうが) では起訴しない 五月一六日、合同委員会が、ジラードを日本の司法で 検察側は、ジラードを傷害致死より重い罪名 本当にこの密約があったのか、また、 裁判所に対してもなんらかの働きかけをおこない 明確でないところもある。 という筋書きが見えてくる アメリカ側 密約の内容

され、 子を、 とはしない。 くない刑」で済ませるとの密約の影響を受けていたのだ から。」(一八一頁)と述べている。そこには、注5が付 し、著者は、「この節で、 日の判決の日までの一三回の公判と三回の実地検証の様 つぎに、著者は、八月二六日の初公判から、 「山本英政「ジラード事件追考③ おもに新聞記事を利用しながら記している。 なぜなら、 判決は日米間の「できるだけ重 わたしは裁判の詳細を記すこ 裁判 月 九

二一一頁の注12とほぼ同じである。(二一三頁)と記されている。この注の内容は、本書いては注二八に詳しく書いてあるので参照されたい。」号、平成二六年一一月二九日、一三―一四頁、密約につぐって」『マテシス・ウニウェルサリス』第一六巻第一

摘している。

これに続き、著者は、「では、こうした筋書きのあるとして重大な問題であったのだ。」(一八二頁)と指表にただただ「堪忍」を強いられてきた日本人にとって、米兵ジラードが日本の裁きの場に立つことはそれまでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のでの被害者たちの無念の一部でも晴らせる千載一遇のある

ぼ同じであったが、唯一の違いに触れておこう。検察側執行猶予四年であった。検察側と裁判所の事実認定はほに判決が下った。既に述べたように、判決は懲役三年、一一月五日、弁護側は最終弁論を終え、一一月一九日

いである。「空包を狙ったのか、それとも身辺かの違いる。身体そのものを狙ったのか、それとも身辺かの違いる。身体そのものを狙った空包をうった」と認定して「坂井さんの身辺をねらって空包をうった」と認定しては、ジラードが「空包を被害者の身体に命中させるようは、ジラードが「空包を被害者の身体に命中させるよう

死医、芹沢憲一からつぎのような話を聞いたという。評を引用し、また、なかさんの死については、前出の検この判決の評価について、著者は、各種新聞記事の論

幅の肋間を薬キョウが通り抜けたことを、下らな底部を先端にしてなかさんを出血死させた。芹大動脈を破損させて、なかさんを出血死させた。芹大動脈を破損させて、なかさんを出血死させた。芹水動脈を破損させて、なかさんの左背部から体内平らな底部を先端にしてなかさんの左背部から体内がラードの撃った薬キョウは、直径、約一○ミリのジラードの撃った薬キョウは、直径、約一○ミリの

「あり得ないことだ」

ていれば、キョウの平らな底部がほんのわずかでも肋骨に触れといった。尖った先端が通過したのではない。薬

「薬キョウは傾き上下いずれかの肋骨に当たり、

と芹沢はいった(二〇一一二〇二頁)。はなかさんの着ていた着物も貫いている」命傷とならなかったかも知れない。しかも薬キョウあのようにまっすぐ肋間を通過することはなく、致

な偶然によって、なかさんの命は奪われた。角に抜け、大動脈を破損したのであった。こうした不幸がラードの放った薬キョウは、たまたま肋間の間を直

したのである。」(二○四頁)と、この事件を総括していいというです。二○はなかったい、いたずら心から、度をおい人種偏見をもたなかったにしろ蔑み疎んじる気持ちは場に、弾を拾いにやってくる日本人たちに、よしんば強場に、弾を拾いにやってくる日本人たちに、よしんば強場に、弾を拾いにやってくる日本人たちに、よしんば強まりで撃ったのではなかったか。自分たちが訓練する現まれが、もしくは検察の主張した身体の一部に当てるつまれが、もしくは検察の主張した身体の一部に当てるつまれば、「おそらく、ジラードはなかさんの身辺すれ

#### あとがき

最後に、著者は、密約についてこう述べている。に「卑怯者」の烙印を押した」(二二〇頁)のであった。此がタラップを降りてきたとき、ブーイングがおこったルがタラップを降りてきたとき、ブーイングがおこったルがという。「薬キョウを使って被害女性を誘き寄せ怯えてたいた名の兵士とその家族が降り立った。ジラードとハ東った米軍艦は、サンフランシスコ湾に碇を下ろした。一九五七年一二月一六日、ジラードとその妻ハルの

る。それはまた事件の経過を見守る国民への裏切りであの人権を二重に踏みにじる重大な加害行為であり、本件のような米兵による刑事事件の密約は被害者

定秘密保護法でさらに助長される。文章の開示で知るしかない屈辱は新たに成立した特しかも密約の事実を、決まってアメリカ側の秘密

米兵犯罪は米軍基地があるかぎりなくならない

(二二〇—二三二頁)

る

## 二.若干の考察

との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、発生から六○年を迎える。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味を理解するうえで、きわめて重要である。との意味とでは、国際情勢もおおきく変わり、日本に駐留するという。

うとしている。また、著者によるインタビューによってのか、合同委員会における密約とは何かを明らかにしよい。 の新聞記事や雑誌の論考に加え、アメリカの新聞も丹念の新聞記事や雑誌の論考に加え、アメリカの新聞も丹念のか、合同委員会における密約とは何かを明らかます。 本書は、ジラード事件について、その全体像を明らか本書は、ジラード事件について、その全体像を明らか

本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこ本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこ本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこ本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこ本書が『米兵犯罪と日米密約』と銘打っており、どこ

たのではないかとされる密約についてである。の際、日本側が軽微な犯罪については、裁判権を放棄し事裁判権条項)が、一九五三年九月に改正されるが、そ密約である。もうひとつは、日米行政協定第一七条(刑密がである。

## ジラード事件における密約

ジラード事件の裁判管轄権をめぐり、日米ともに第一

委ねられることになった。この合同委員会は、 その解決は日米合同委員会に 行政協定 ず、 アメリカ側代表はつぎのように主張している。

第二六条に定められており、行政協定の実施に関

次裁判権を主張したため、

じれば、 撃の目的を否定できない。ジラードのいうことを信 てしまったのかもしれないが、 づけねばならない。 としては彼が機関銃の警護のために銃撃したと結論 しかし、 (八二頁) ジラー 彼が公務を執行したとは思わない ドのいうことを重要視すれば、 彼は誤ってあのようなことをし 我々としては彼の銃 か? 我

部組織である刑事裁判権分科会で話し合うことで合意に

日本側は津田實法務省秘書課長、アメリカ側はケネス・

いたった。この分科会は、

同月一二日から協議を開始し、

ジラードの公務問題と裁判権の行方については専門の下

の開催要請を受け、三月七日、

できることになっている。

ジラード事件の場合、

日本側

合同委員会が開催された。

が必要な場合には、

日米いずれも、

いつでも協議

を要請

し協議

これに日本側代表はつぎのように反駁している。

なら、 をみわたせば、彼のいう機関銃を警護する目的によ だが、我々はすべての証言を考慮に入れた。 があるからだ。銃撃が機関銃の警護となんの関わ る威嚇射撃という言い分を信じるに値しない。 公務執行中のことではなかったという結論に ないとするのが我々の立場である。 その主張をくつがえす証拠と証言の方に重み (八二)頁 …全体 つい 7

関する件」の別添アメリカ側資料を翻訳し、 よるなかさんへの銃撃が公務に当たるか否かである。 となる発言を再録しておきたい。 命全権大使朝海浩 一六四七号「ジラード事件に関する最高裁判所の判決に 著者は、この裁判権分科会における協議の様子につい 外交史料館所蔵の ホドソン大佐が代表であった。 (1) すでに一部を引用したが、その重要性に鑑み、 米国軍人関係 一郎発外務大臣藤山愛一 相馬ヶ原事件』第二巻所収の在米特 『在本邦駐留軍人刑事 果たして、 ジラードに 紹介 事件関係雑 郎宛: してい 核心 政第

行政協定第一七条第三項(a) iiによれば、公務執行中の罪はアメリカ側に裁判権があることとなっていた。この罪はアメリカ側に裁判権があることとなっていた。この問題は、けっきょく、日米間で妥協が成立したという。係obertson) to the Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, Washington, May 20, 1958," Foreign Relations of the United States (以下、FRUSとして引用), 1955-1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 137 には重要な記述がみられる。その点を以下に示しておこう。

本の検察の経路を通じて、 ことに同意したとされる。 刑二年~一五年)の傷害致死以上の重い罪で起訴しない 秘密取り決めがあり、日本側は、刑法第二○五条 そのため日米間で妥協が成立したという。 いうのは、"the penalty is two to fifteen years"の訳であ 刑事裁判権分科会で裁判管轄権が日米どちらにあるの 決着がつかず、この問題は袋小路に入ってしまった。 刑法の条文には、「三年以上の有期懲役」とある。 日本側は、「ジラード事件の状況を考慮し、 日本の裁判所が可能なかぎり なお、 法定刑二年~一五年と その妥協には、 (法定 日

> 判決を軽くするよう働きかけることに同意した」という。 判決を軽くするよう働きかけることに同意した」という。 も言及されている。 も言及されている。 も言及されている。 (3)

おこなわれたのかは不明である。関する資料が公開されていないため、どのような協議が著者も指摘するように、合同委員会刑事裁判権分科会に密約それ自体はどうなっているのだろうか。この点は、FRUSに登場する密約の記述は以上である。それでは、

していたことが明らかとなっている。これはたんなる推会で、日本の政策の一方的陳述という形で、密約を交わ法務省総務課長)が、日米合同委員会の刑事裁判権分科権をめぐる日米密約の場合、先に登場した津田實(当時、書化されている。たとえば、後述するように、刑事裁判口頭の約束という形式は考えにくく、なんらかの形で文口頭の約束という形式は考えにくく、なんらかの形で文

それが るのか、 刑事裁判権分科会の秘密議事録で、日本側の今後の方針 測に過ぎないが、 といった形で、 響を及ぼすのは困難であろう。 を表明した文書を残している可能性がある。 さすがにいくら法務省とはいえ、 なるのが、 「検察の経路を通じて」なのだろう。 あるいは、 先の裁判所への働きかけを示す文書である。 判決に影響を及ぼすことは可能である。 ジラード事件をめぐる密約の場合も、 情状酌量の余地をどこまで示すのか ただ、どの罪名で起訴す 裁判所の判決にまで影 その根拠と

傷害致死に変更されたようである。 らかの圧力とも考えられる。 段階なので、 の起訴も可能であったかもしれないからだ。 ではなく、 いったん殺人での送致ときめ、その後、 こうした視点から、 この点、 ただ、これはまだ刑事裁判権分科会が開かれる前 検察側は傷害致死の罪名でジラードを起訴してい 「傷害致死」となった点、 まさに密約どおりといってよい。殺人罪で 密約とは関連せず、 ジラード裁判を検証してみると、 日本国内におけるなん 起訴罪名が「殺人」 疑問とされたとい 検察庁と協議し、 県警では  $\mathcal{O}$ 

論告求刑の段階をみると、検察側は、「被告の行為は

だ、 は、 刑どおりの判決であれば、 の犯意があった」として、 困難である。 年であった。 公務とは無関係な、 執行猶予は三年以下でないとつかないの すでに明らかにしたように、 ここに密約が影響したの いたずら半分の発砲。 執行猶予はない。 懲役五年を求刑し 懲役三年、 かを判 刑している。 明らかに傷 で、 てい 断するの 執行猶予四 実際の判決 この求 傷

である。とりわけ、ジラード)書き、上ー・(望)は軽いのではないかという批判が多く見られたのは事実は軽いのではないかという批判が多く見られたのは事実 は、 控訴期間満了とともに、 めたこと、 には無罪ではないかという批判を増幅させた。 しまったことが、 よりなかさんを死に至らしめたという傷害致死罪 かったことは日本側も認めている。 刑 それほど的はずれではないのだろう。 事裁判権分科会の議論でも、 事件の渦中にありながらハルと結婚したこと、 執行猶予を無意味なものとし 新妻を連れ、 ジラードに殺意が したがって、 すぐさま帰国して 量刑につい が認定 な

逸郎主任弁護士、デッカー准将らがおさまっている。閉(五頁)。そこには、河内雄三裁判長、杉本覚一検事、林著者はジラード裁判閉廷後の記念写真を掲載している

孫六の など、 必要である。 書それ自体は見つかっておらず、今後、さらなる検証が そう明らかになるだろう。ただし、現時点では、 用している。密約を前提とすれば、その意味がよりいっ 念写真について、「これこそ判決の姿だ」という文を引 常識的には考えられない。同じく、 裁判官、 『ルポルタージュ 検察官、 弁護士が一緒に記念撮影をする 戦後史』(上) から、この記 著者が、井出 密約文

## 刑事裁判権をめぐる密約

れられている。際、交わされた密約について、本書ではつぎのように触権)が改正され、NATO地位協定並みとなった。その一九五三年九月、日米行政協定第一七条(刑事裁判

米行政協定では、 importance)でない」限り、 いことが密約のボックスに封じ込められて、裁判権 が 九五三年九月にNATOに倣って改定された日 5 れ は 表向きは裁判権について平等な文 した が 「 特 日本はこれを主張しな 12 重 要 (material

> のである。(一四一頁) を固持したいアメリカの意向を汲んだのだった。オを固持したいアメリカの意向を形に入れるのに日本に対しではアメリカが裁判権を手に入れるのに日本に対しっンダとギリシャのかたちに似てはいるが、日米間を固持したいアメリカの意向を汲んだのだった。オ

行政協定第一七条の改正にあたり、日米は密約を交わした。ただし、その方法は、密約が表面化しないよう、した。ただし、その方的陳述となった。この陳述は、行体分科会の正式名称)における津田實法務省総務課長権分科会の正式名称)における津田實法務省総務課長権分科会の正式名称)における津田實法務省総務課長、日本側代表)の一方的陳述となった。この陳述は、行政協定第一七条を改正する議定書本文、議定書公式議事政協定第一七条の改正にあたり、日米は密約を交わされた。

津田課長の一方的陳述の邦訳は以下のとおりである。

場合]の実際上の運用に関し、私は、日本国の当局議定書第三項の規定[日米両国の裁判権が競合する

行使する意図を有しない旨陳述することができる。服するものに対し裁判権を行使する第一次の権利を員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法にと考えられる事件を除き、通常、合衆国軍隊の構成が方針として、日本国にとつて実質的に重要である

陳述とは、「一方的」に名を借りた密約であることが明 催された「日米合同委員会におけるやりとり」も公表さ 省から公開された。その際、二〇一一年八月二五日に開 ことから、その後、 に、二○一○年に日米密約問題がクローズアップされた 国連軍協定の交渉過程を詳細に分析すると、この一方的 政協定第一七条の交渉過程、ならびに、これに関連する のである。形式的にみれば、「約束」とはいえない。現 当局の方針であることを、 合意ではないとアメリカ側が発言している。しかし、行 に対する裁判権を行使する意図はなく、それが日本国 要は、 一方的陳述は、 実質的に重要な事件を除き、通常、 刑事裁判権問題に関する文書も外務 日本側の一方的政策的なものであり、 日米間の場合には、 津田課長が一方的に陳述した 何重にも関門を 米軍関係者 の

> ている。 設け、密約であることが発覚しないよう工夫がこらされ

る。そのなかの3.はつぎのように記されている。 属書に、合衆国政府とオランダ政府が合意した了解があ 第四項は、NATO地位協定の実施を規定し、さらに附 を例にあげると、一九五四年八月一三日付けの交換公文 カの国際条約集に掲載され、公になっている。オランダ これに対し、オランダやギリシャの場合には、アメリ

3. The Netherlands authorities, recognizing that it is the primary responsibility of the United States authorities to maintain good order and discipline where persons subject to United States military law are concerned, will, upon the request of the United States authorities, waive their primary right to exercise jurisdiction under Article VII, except where they determine that it is of particular importance that jurisdiction be exercised by the Netherlands authorities.

いる。 この了解の核心はつぎのようになる。オランダ当局は、 この了解の核心はつぎのようになる。オランダ当局がその管轄権の行使を特に重要と決定する とづく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。ただし、 とづく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。ただし、 当局は第一次裁判権を放棄する、という内容である。ギ 当局は第一次裁判権を放棄する、という内容である。ギ 当局は第一次裁判権を放棄する、という内容である。ギ 当局は第一次裁判権を放棄する、という内容である。 とづく管轄権行使の第一次的権利を放棄する。 とだし、 とこの了解の核心はつぎのようになる。 オランダ当局は、

棄の要請をすると考えられるからだ。軍関係者の犯罪について、アメリカ側はほぼ一○○%放おきな違いはないのであろう。第一次裁判権を有する米位に立っていると述べているが、実質的にはそれほどお著者は、オランダ/ギリシャ方式にくらべ、日本が劣善著者は、オランダ/ギリシャ方式にくらべ、日本が劣

いるが、それを公表する「オランダ方式」(Netherlandsロバートソンは、朝海に対し、日米間では密約となっての会談で、興味深い協議がなされている。六月二〇日、総理訪米中、朝海駐米大使とロバートソン国務次官補とこの刑事裁判権密約に関しては、一九五七年六月の岸

Formula)にしたがい、密約の機密指定を解除する問題 を岸総理と話し合うよう要請している。翌二一日、朝海 を岸総理と話し合うよう要請している。翌二一日、朝海 を高、と感じている」と、総理の立場をロバートソンに なる、と感じている」と、総理の立場をロバートソンに なる、と感じている。

日本政府は維持している。述は「密約」を構成するものではないとの立場を、依然公表されることはなかった。ただ、津田課長の一方的陳(けっきょく、この密約は二〇一一年まで、日本側から)

- 一九五七年一二月一日、五頁。 裁三二・一一・一九判決」『判例時報』 一三一号、我三二・一一・一九判決」『判例時報』 一三一号、(1)「判例特報① いわゆるジラード事件の判決 前橋地
- ずれたら、新聞のジラードさわぎは、あの倍にふくれあえにそのおかげであった。もし、原子炉の点火が、一日は、「ジラードさわぎが、あの程度でおさまったのはひとの火」がともった日でもあった。文芸評論家の臼井吉見子力研究所第一号実験炉が臨海に達し、日本初の「原子(2)八月二六日の第一回公判は、茨城県東海村の日本原

- 二〇一四年を参照。(4) 信夫隆司『日米安保条約と事前協議制度』弘文堂、
- 二〇一二年三月、三五―六〇頁、「「ジラード事件」追考 卷二号、二〇一三年三月、四三—五八頁、 号、二〇一三年一月、二三―四一頁、「「ジラード事件」 裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防-ド事件」追考④― ―二一頁、「「ジラード事件」追考③―裁判権をめぐって」 ②―米兵を立件する」一五巻二号、二〇一四年三月、一 件」追考①— 表した論考がある。それらは、「「ジラード事件」追考― 部言語文化学科の『マテシス・ウニウェルサリス』に発 一六巻一号、二〇一四年一一月、一—二七頁、「「ジラー 二〇一三年一一月、一―二一頁、「「ジラード事件」追考 |裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―中編||一四巻| 学術論文としては、著者自身が獨協大学国際教養学 一一二九頁である。また、 裁判権をめぐるアメリカ国内の攻防―後編」一四 台湾における事例との比較を中心として 相馬ヶ原で弾を拾う」一五巻一号、 -判決と反応」一六巻二号、二〇一五年 池田直隆 —前編」一三巻二号、 「「ジラード事 「ジラード事

二郎・他 326; Gordon B. Baldwin, "Foreign Jurisdiction and the 判が教えるもの―主任弁護人として、私は日本人につい 野村正男「ジラード事件の真相と対米問題」『婦人公論 考にしたものを順不同にあげると、井出孫六『ルポル pp. 52-106 がある。そのほか、本書評執筆にあたって参 Wisconsin Law Review, Vol. 1958, No. 1, January 1958 American Soldier: "The Adventures of Gerard"," Bar Association Journal, Vol. 44, April 1958, pp. 322 S. Levie, "The NATO Status of Forces Agreement ジラード事件の法的側面を分析した論考として、Howard 九三巻、二〇一一年一二月、二五―四四頁が参考になる。 ていろいろと良い勉強をした」『文藝春秋』一九五八年一 タージュ 戦後史』(上)、岩波書店、一九九一年、田中 Legal Safeguards for American Servicemen," American 九五七年九月号、六二—六七頁、 九八○年、荒瀬豊「「相馬ヶ原事件」から「ジラード事 一月号、一一二——一九頁、 四二頁、倉林直子「駐留米軍をめぐる政府と議会の関 ジラード事件一捜査官の覚書」 ―ジラード事件への対応を中心に」『麗澤大学紀要』 一へ」『世界』 一九五八年一月号、二六八―二七四頁、 事史学』四六巻二号、二〇一〇年九月、一二七 一六四―一七四頁、石岡實「相馬ヶ原の渦中から (編)『戦後政治裁判史録③』第一法規出版、 入江啓四郎「ジラード事 『文藝春秋』一九五七年 林逸郎「ジラード裁

74 がある。 "Japan vs. Girard: The Inside Story," Saturday Evening Post, Vol. 230, No. 14, October 5, 1957, pp. 32-33, pp. 71-日号、二二一二三頁、Marvin L. Stone and Kenneth Ishii, 件の意味するもの」『婦人倶楽部』一九五七年八月号、 草思社、二〇〇四年、三原信一・横井大三「ジラード事 関係」とは何だったのか―占領期から冷戦終結後まで』 三〇年代「週刊朝日」の昭和史』第三巻、 官の回想』(私家版)、一九八八年、朝日新聞社『昭和 化の真相」『日本週報』四一一号、一九五七年七月五日号 い憤りと純愛の祈りと」『週刊女性』一九五七年一二月八 一九八九年、マイケル・シャラー(市川洋一訳)『「日米 一九五七年八月、九―一二頁、「座談会 ジラード事件悪 一八—一二三頁、 - 一 六 頁、 |最高裁判決」『法律のひろば』一〇巻八号、 朝海浩一郎『花みづきの庭にて―ある外交 「ジラード事件とふたりの女性―激し 朝日新聞社、

手記は、石岡に代って岡田が書いたものであるという門事部長の長女へのインタビューによると、この石岡の私の部屋を訪れ、「この民族的差別感に根を下ろした殺人私の部屋を訪れ、「この民族的差別感に根を下ろした殺人がの声を徹底的に捜査するよう。」申し入れた。」という。「相馬ヶ原の渦中から」によると、「次の二月二日。社会(6) 当時、群馬県警察本部長であった石岡實が著した(6) 当時、群馬県警察本部長であった石岡實が著した

(六六頁)。

- 一二七頁。 ゼンハワー回顧録』2、みすず書房、一九六八年、(7) ドワイト・D・アイゼンハワー(仲晃・他訳)『アイ
- 再検討」を参照。 (8) レイノルズ事件については、池田「ジラード事件の
- 日、五〇頁。 日、五〇頁。 の問題点」『時の法令』二六五号、一九五七年一二月二三(9) 「ジラード事件の判決確定―前橋地裁の判決内容とそ
- 10 2, January 2012, pp. 109-131, Tyler J. Hill, "Revision of Journal of American-East Asian Relations, Vol. 19, No and Lessons To Be Learned from the United States Journal, Vol. 32, No. 2, Spring 2015, pp. 105-144 がある State Department Deals with the Girard Crisis of 1957," Curtin, ""We Might As Well Write Japan OFF": The Japan Agreement," University of San Francisco Law Agreements: Tools to Further Effective Foreign Policy 議会資料を用い、合同委員会において、アメリカ側がジ とりわけ、 American Foreign Policy," UCLA Pacific Basin Law Relinquishing U.S. Legal Authority in the Name of the U.S.-Japan Status of Forces Agreement (SOFA): Review, Vol. 37, No. 1, Fall 2002, pp. 227-256, Neil 文献としては、Jaime M. Cher, "Status of Forces Neil Curtinの論文は、アメリカ外交史料集や

- いる点で参考になる。する旨を発表するにいたった経緯を詳細に明らかにして国務・国防両長官が、ジラードの裁判権を日本側に移管表されるまでの経緯、その後、六月四日、あらためて、ラードの裁判権を行使しないと発言し、それが公式に発
- 職名が変わっている。 本側の刑事裁判権分科会代表は津田實総務課長であった。 後述するが、行政協定第一七条改正の際の密約では、日後述するが、行政協定第一七条改正の際の密約では、日1) 本書では、津田實法務省「総務課長」とあるが
- Document 番号を付している。12) 本書評では、FRUS のウェブ版を参照しているので、
- る。 と訳してあるが、本書評では、「検察の経路」と訳してあ(13) 本書では、"procuratorial channels"を「関係の機関」
- (当) "Memorandum of Telephone Conversation Between the Secretary of State and the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Washington, May 25, 1957," *FRUS*, 1955-1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 157.
- "Draft Memorandum for the President Prepared in the Department of State, Washington, May 25, 1957," FRUS, 1955-1957, Volume XXIII, Part 1, Japan, Document 158.

- 二〇一六年三月、一三三―一八二頁を参照。権放棄に係る日米密約の原型」『法学紀要』五七巻、(16) この点については、信夫隆司「在日米軍の刑事裁判
- (17) 田中·他(編)『戦後政治裁判史録③』、八七頁。
- (18) 田中·他(編)『戦後政治裁判史録③』、九五頁。
- 新聞』一九五七年一一月二〇日の社説を参照。(19) 『朝日新聞』一九五七年一一月二〇日の社説、『毎日
- 原型」一四七頁。(20) 信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄に係る日米密約の
- (21) 同右。
- に係る日米密約の原型」を参照。(22) 詳細については、信夫「在日米軍の刑事裁判権放棄
- (23) "Netherlands, North Atlantic Treaty, Stationing of United States Armed Forces in the Netherlands, Signed at the Hague August 13, 1954, Entered into force November 16, 1954" (TIAS 3174 Aug 13, 1954), United States Treaties and Other International Agreements, Volume 6 in Five Parts Part 1, United States Government Printing Office, Washington, 1955, p. 106.
- (24) ギリシャの場合は、「アメリカ・ギリシャ合衆国軍地位協定」第二条に明記されている。"Greece, Defense: Status of United States Forces, Agreement signed at Athens September 7, 1956; Entered into force September 7, 1956"(TIAS 3649), United States Treaties and Other

Declassification of Japanese Jurisdictional Arrangements, Participants: His Excellency Koichiro Asakai, Ambassador of Japan and Mr. Walter S. Robertson, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs, June 20, 1957" (Confidential), RG84 Japan: Tokyo Embassy; Classified General Records, 1952-1963, Box 45, at National Archives, College Park, MD.